

# 蔵王町農地賃借料情報

農地法第52条に基づく賃借料情報(令和3年1月から12月までに締結されたもの)をお知らせします。  
契約の際には、ほ場条件等を考慮し、当事者間で十分に話し合い賃借料を決めてください。

令和4年3月公表

蔵王町農業委員会

## 1 田(水稻)の部

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	387	5,600	11,140	1,940	19	0

地区名	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
曲竹	68	4,000	5,075	1,940	-	0
矢附	39	6,500	10,000	4,015	13	0
円田	73	6,300	10,000	2,308	5	0
平沢	27	8,500	9,000	4,500	-	0
小村崎	66	5,900	9,000	4,500	-	0
宮	105	4,500	5,187	4,500	1	0
遠刈田	9	7,800	11,140	3,346	-	0

## 2 畑の部

町全域	有償による 賃貸借データ数 (筆数)	平均額 (円)	最高額 (円)	最低額 (円)	無償による 賃貸借データ数 (筆数)	賃借料 (円)
	20	7,600	17,730	5,177	8	0

\*1 データ数は、集計に用いた筆数です。(地区ごとの全データによる平均額の170%を超えるもの及び30%未満のものは、特殊な取引であるとして集計から除外しています)また、地区ごとのデータ数が5件に満たない場合は、信頼性のある平均値が算出できないため、掲載しておりません。  
(塩沢)賃借料は近隣地区の平均等を参考にしてください。

\*2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、玄米60kg当たり9,000円(令和3年産米概算金)に換算しています。

\*3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

\*4 「田(水稻)の部」の「(参考)町全域」の平均額は、地区ごとの平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。賃借料0円のデータは含まれていません。

\*5 「畑の部」は、地区単位ではデータ数が少ないため、町内全域で一括して算出しています。

\*6 「無償による賃貸借データ数」の欄には、賃借料を0円(使用貸借)で契約したものの筆数を参考までに示しています。